

移動等円滑化取組計画書

令和2年6月26日

住 所 千葉県八千代市緑が丘一丁目 1120 番地 3
事業者名 東葉高速鉄道株式会社
代表者名 代表取締役社長 飯田 浩子

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

- 各駅に視覚障害者用の誘導チャイムの整備を進めており、2021年度までに全ての駅への整備を完了する計画である。
- 駅構内の点状ブロックは全駅で整備済であるが、旧規格のブロックが一部に残っていることから、今後の大規模改修時に現在の基準に適合したものに置き換えていく。
- 可動式ホーム柵（ホームドア）については、設置や車両改造に多額の費用を要すること等から具体的な整備計画は持っていないが、今後も情報収集に努め、会社の資金収支の状況を踏まえて検討していく。
- 段差解消に向けた整備事項（スロープの設置など）
現在の整備状況 8駅中8駅1ルート設置済み
- トイレのバリアフリー化に関する事項
現在の多機能トイレ、オストメイトの整備状況 8駅中8駅設置済み

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

- 現在、駅係員52名がサービス介助士の資格を取得しており、2022年度までに全ての駅係員に取得させる計画である。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
特になし	

- ② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
駅係員による声かけ・サポートの実施 サービス介助士資格を持つ駅係員の配置	お客様に安心して鉄道をご利用いただけるよう、駅係員が積極的にお声がけを行い、必要なサポートを行う。 全駅にサービス介助士資格を持つ駅係員を原則1名以上配置する。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
特になし	

- ④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
サービス介助士資格の取得促進	2022年度までに駅係員全員にサービス介助士の資格を取得させる。(2013年度～2022年度)

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

特になし

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
特になし		

V その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。